

2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業

# 「えるぼし」マークを取得して 女性が活躍できる職場 にしませんか？



## えるぼしとは

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができます。

女性活躍推進センターでは、あなたの企業の女性活躍をしっかり支援します！



## 女性活躍推進法とは

国は、女性が職場において、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対し、以下のことを義務付けています。

2022年4月1日からは、この義務が労働者数101人以上の事業主に拡大されます。

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 自社の女性の活躍状況を把握し、課題を分析 | 3. 都道府県労働局への届出       |
| 2. 行動計画の策定、社内周知、公表      | 4. 自社の女性の活躍に関する情報の公表 |

「えるぼし」マークを取得するとこんなメリットがあります。



委託運営：LEC東京リーガルマインド 「女性活躍推進センター」

お問い合わせ先は

【東日本事務局】TEL:0120-982-230 (フリーダイヤル) 平日9時～17時

【西日本事務局】TEL:0120-975-531 (フリーダイヤル) 平日9時～17時

E-Mail: info@joseikatsuyaku.com

お申込みは

LEC女性活躍推進センター 検索

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>



QRコードからも  
ご覧いただけます

「2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、株式会社東京リーガルマインドが運営しています。

\*お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

## 認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、<b>当該行動計画に定めた目標を達成</b>したこと。</li><li>男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※)</li><li>プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たしていること。(※)</li><li>女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、<b>8項目以上</b>を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※)</li></ul> <p>(※)実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li></ul>
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>3つ又は4つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li><li>満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li></ul>
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち<b>1つ又は2つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li><li>満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</li></ul>

2021年度 中小企業のための女性活躍推進事業では

「えるぼし」認定取得に必要な一般事業主行動計画の策定など必要な手続きを、

女性活躍推進アドバイザーが電話相談、個別訪問などにより、無料で支援します！

詳しくは、専用HPにてチェックしてください。

**対象者** 常時雇用する労働者数300人以下の中小企業の経営者や人事労務担当者の皆さん



LEC女性活躍推進センター 検索

QRコードからも  
ご覧いただけます

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>